

習近平指導部の経済改革・経済政策

田中 修*

要 約

習近平指導部の経済改革・経済政策は、3つの論点に整理することができる。

第1は、「改革の全面深化」であり、市場経済に決定的役割を与えつつ、政府の役割を限定し、2020年までに決定的成果を挙げようというものである。

第2は、「新しいタイプの都市化の推進」であり、都市化により成長を牽引しつつ、農村から都市に移転してきた農民に都市戸籍を与え、住宅保障・社会保障・子弟への義務教育といった都市公共サービスを賦与しようというものである。

第3は、「マクロ・コントロールの刷新」であり、経済運営の合理的区間を定め、インフレ率目標を上限、成長率・雇用目標を下限とし、経済がその中にあるときには短期的な景気刺激策を発動せず、経済体制改革・経済構造調整を優先するというものである。

中国経済がいわゆる「中所得の罫」を脱し、市場経済体制への移行を完成し、持続可能で健全な成長を実現するためには、この3つの政策を同時並行的に進める必要がある。しかし、改革を好まない既得権益勢力を抑え、経済体制改革・経済構造調整を大胆に進めるには、習近平党総書記の強い政治的リーダーシップが不可欠である。

キーワード：経済体制改革，都市化，マクロ・コントロール，経済構造調整

I. はじめに

総理就任当初、李克強総理の経済政策は、海外では「リコノミクス」と称されていた。これは、もともとバークレーズキャピタルのエコノミストによる造語であり、その内容は「大型財政刺激策を採用しない」「金融の膨張を防ぐ」「経済構造改革を推進する」ことにあるとされる。しかし、リコノミクスはそれ以上はかなり豊富な内容を含んでおり、筆者は以前の論文で

リコノミクスの特徴を4つに整理し、「人を核心したニュータイプの都市化の推進」「政府機能の転換」「合理的区間における経済安定の維持」「改革ボーナス効果の全国民への波及」とした¹⁾。

だが、その後2013年11月の党18期3中全会、同12月の中央経済工作会議、中央都市化工作会議を経て、経済改革・経済政策の主導権は習

*財務省財務総合政策研究所次長

1) 田中修「『リコノミクス』の特徴」(霞山会『東亜』2013年12月号所収)。

近平党総書記に集中するようになり、リコノミクスを新たに習近平指導部の経済政策として再構成する必要が生じている。本稿では、重要会

議の内容及び習近平党総書記・李克強総理の諸発言を参考としつつ、習近平指導部の経済改革・経済政策の特色を解説したい²⁾。

Ⅱ．改革の全面深化

Ⅱ－１．李克強総理の発言

李克強総理は日頃から「改革は最大のボーナスである」と述べていたが、総理就任直後の2013年3月17日内外記者会見ではその趣旨について、「改革により生産力をさらに高め、改革の恩恵を全国民に行き渡らすことができるからだ」とした。

この会見で注目すべきは、改革がすでに既得権益に抵触する困難な段階に入ったことを李総理自身が認めながらも、「改革は国家の命運・民族の前途に関わる」「改革は行動することに価値がある」として、改革を断固進める決意を示したことである。ただよほど困難を感じているのか、「改革には、勇気・知恵・粘り強さを必要とする」とも付け加えている。

同時に彼は、政府機能の転換の一環として行政の簡素化・権限の開放を進めるとし、国務院各部門全体の行政許認可1,700項目余りのうち3分の1以上を任期5年内に削減することを公約するとともに、「民営資本が順調かつ有効に、金融・エネルギー・鉄道等の分野に参入することを推進」し、民間資本の導入により国有企業の独占を打破する姿勢を示した。

Ⅱ－２．習近平党総書記の発言

Ⅱ－２－１．武漢における重要講話

改革の一層の推進に当り李克強総理の前途に待ち受ける困難は多く、その実現には党とりわけ習近平党総書記のサポートが不可欠であったが、当初習近平党総書記はあまり改革について具体的に言及しなかった³⁾。

彼が最初に改革に対する態度を具体的に表明したのは、2013年7月23日に武漢で開催された「改革開放の全面深化のための地方座談会」における重要講話である。ここで彼は、①改革を進めるには「まず調査研究を行うことが必要であり、調査がなければ発言権はなく、さらには政策決定権もない」とし、②経済制度のあり方については、「公有制経済とりわけ国有経済の発展活力を強める」ことも重要だとした。これらはいずれも、①改革は行動こそ重要、②民間資本の導入推進が必要とする李総理の発言とは、明らかにトーンが異なっていた。

Ⅱ－２－２．APEC首脳会議における演説

習近平党総書記は2013年10月7日のAPEC首脳会議では、ややトーンを前向きに変え、次のように述べた。

「我々は、改革は深刻な革命であり、重大な利益関係の調整に波及し、各方面の体制メカニ

2) なお、経済の個別改革・個別政策の詳細及び習近平指導部の政治・外交政策については、本特集号の他の執筆者の解説に委ねることとしたい。

3) 2012年12月31日の中共中央政治局集団学習会において、習近平党総書記は改革開放について講話を行っているが、その内容は抽象的なものであった。

ズムの整備に波及することを認識している。

中国の改革は既に堅壘攻略の時期・深水区域に入っている。このため、現在改革により解決が必要な問題はとりわけ非常に困難であり、全てが難題である。この時期には勇気を奮い起こして前進しなければならず、あれこれ気にかけてためらい恐ろしくて前に進めないようであれば、前進できないばかりかこれまでの功績が水泡に帰することになる。

我々は改革開放という正確な方向を堅持し、敢えて難題に取り組み、敢えて早瀬を渡り、敢えて長年累積した治療の難しい瘴気・持病にメスを入れ、確実に改革を停滞させず開放の歩みを止めることがないようにしなければならない。

ただ一方で習近平党総書記は次のようにも釘をさすことを忘れてはいなかった。

「中国は大国であり、根本的な問題において転覆するような誤りを決しておかしてはならない。一旦誤りをおかせば、挽回しようもないし補いようもない。

我々の立場は、胆力は大きく歩みは着実でなければならず、大胆に模索し勇気をもって開拓するのみならず、穏当・周到・慎重に、熟慮して事を運ばなければならないというものである」。

結局、改革に対する習近平党総書記の考えの詳細は、党18期3中全会を待たなければならなかった。

II-3. 2013年党3中全会

中国共産党18期中央委員会第3回全体会議（党3中全会）は、2013年11月12日、「改革全面深化における若干の重要問題に関する党中央決定」（以下「決定」）を採択した。また、これとは別に習近平党総書記は決定の考え方について、自ら詳細な説明を行った（本稿末〔資料〕参照）。この決定の経済関連部分の特徴は以下の点にある。

II-3-1. 総論

(1) 起草活動を習近平党総書記が主導

通常であれば、決定案文は総書記以外の政治

局常務委員が起草小グループの組長となり、総書記はそれを指導するという形をとる。ところが今回は習近平党総書記自らが組長となり、議論を主導している。新華社によれば、これは今世紀に入ってからは初めてのことである。

決定の中身の多くは政府の政策に関わることであり、本来であれば李克強総理が組長を担当してもおかしくはない。ただ、今回の改革内容は経済のみならず軍事面までを含んでおり、党中央軍事委員会のメンバーでない李克強が軍改革を主導するのは無理があった。また、彼が組長になると改革色が強く出すぎ、保守派・左派・長老が強く反発することへの懸念もあったかもしれない。起草作業は正に薄熙来裁判と同時進行だったからである。

特に国有企業改革が議論されるときには、イデオロギー面から「社会主義は公有制が主体でなければならない」とする保守派・左派と、既得権益を擁護しようとする国有大企業双方から激しい反発を受けるおそれがあり、これを収拾できるのは総理ではなく党総書記である。1999年党15期4中全会で国有企業改革が議論された際にも、当時の江沢民党総書記は朱鎔基総理を国有企業改革担当から事実上はずし、国有企業改革座談会を自ら主導して案をまとめている。

(2) 2020年までに重要分野で決定的成果を得る

もともと2020年には、「小康社会を全面的に実現する」という目標が設定されている。2021年は共産党創立100周年にあたるので、それまでに主要改革に目処をつけ中国の現代化を実現することで、共産党統治の正統性を明らかにしようということであろう。

(3) 経済体制改革により全体を牽引

習近平党総書記の説明によれば（資料）、全体は3篇、16章、60項目で構成されている。第1篇第1章は総論、第3篇第16章は組織・指導であり、第2篇第2章―第15章が各論に

あたり、主として経済、政治、文化、社会、生態文明、国防・軍隊の6方面から改革全面深化の主要任務・重大措置を論じている。このうち経済方面は6章分と最も数が多く、決定にも「経済体制改革の牽引作用を發揮させる」「経済体制改革は、改革全面深化の重点である」と明記されている。

(4) 資源配分において市場が決定的役割を果たす

これまで資源配分において市場は「基礎的役割」を果たすとされていたが、これが「決定的役割」に格上げされた。決定では「市場が資源配分を決定することは市場経済の一般ルールであり、社会主義市場経済体制を健全化するには、このルールを遵守し、市場システムが不完全で、政府の関与が多すぎ、監督管理が不十分という問題の解決に力を入れなければならない」とされている。

習近平総書記はこれについて、「各方面の意見と現実の発展の要求を考慮し、繰り返し討論・検討を経て、中央はこの問題について、理論上新たな表現にする条件が既に成熟しており、資源配分における市場の『基礎的役割』を『決定的役割』に改めるべきだと考えた」(資料)と説明しており、これが理論面での革新と位置付けられていることが分かる。

(5) 政府の役割の限定

市場が決定的役割を果たすということになれば、おのずと政府の役割は限定されなければならない。決定は、「政府の職責・役割は、主としてマクロ経済の安定の維持、公共サービスの強化・最適化、公平な競争の保障、市場監督管理の強化、市場秩序の擁護、持続可能な発展の推進、共同富裕の促進、市場の失敗の補完である」としている。

また、「政府のミクロ事務への管理を最大限度減らす」とし、投資についても、「企業の投資プロジェクトについては、国家の安全・生態の安全、全国の重大な生産力の配置、戦略的な

資源開発及び重大な公共利益等に関わるプロジェクトを除き、一律企業が法に基づき自主的に政策決定を行い、政府は今後審査・許認可を行わない」とされている。

これにより、これまで李克強総理が強く主張していた政府機能の転換は、改革全面深化の重要な柱の1つとなった。

(6) 改革に関する習近平総書記の考え方の表明

(資料) II で紹介しているように、党3中全会において、習近平総書記は改革全面深化への心構えを詳細に説明した。ここで彼は、「経済社会の持続的で健全な発展を推進するには、改革開放を除いて他に道はない」とし、自己革新の勇氣と度量をもって、リスクを恐れず実際の行動により、体制内の思想観念の障害と利益固定化の障壁を突破しなければならないと、改革全面深化に対する強い決意を表明した。

もっとも、彼はここでも「胆力は大きく、歩みは着実でなければならない」と繰り返しているが、この「歩みは着実」の意味について彼は、「統一的に企画・考慮し、全面的に論証し、科学的に政策決定すること」だと解説を加えている。

II-3-2. 各論

(1) 国有経済については玉虫色の表現

「公有制の主体的地位を堅持し、国有経済の主導的役割を發揮させ、国有経済の活力・コントロール力・影響力を不斷に増強しなければならない」とされている。これは、前述の2013年7月23日に武漢で開催された「改革開放全面深化のための地方座談会」で、習近平総書記が行った重要講話を踏まえている。また、「更に多くの国有資本の投資を国家の安全、国民経済の命脈に関わる重要業種・カギとなる分野に振り向け、公共サービスの提供、将来性のある重要な戦略的産業、生態環境保護、科学技術の進歩、国家安全の保障に重点を置く」としており、これだけを見ると、依然経済において

国有経済が極めて重要な役割を果たしていくように思われる。

しかし他方で決定は、「国有資本・集団資本・非公有資本等が株を持ち合い、相互に融合した混合所有制経済は、基本経済制度の重要な実現形式である」とし、「国有資本投資プロジェクトに非国有資本が資本参加することを認める」とする。これは、李克強総理がかねてより強調していることである。また、国有資産管理については、今後は国有資本管理を主とするとし、若干の国有資本運営会社を設立し、条件の整った国有企業を国有資本投資会社に改組するとする。これは、国有企業を投資会社・持ち株会社に改組し、その傘下の競争的事業の分離を図るものであり、重要な形態変更である。しかも、「非公有制企業が国有企業改革に参加することを奨励し、非公有制資本が株を支配する混合所有制企業の発展を奨励する」としており、これは民間企業による国有企業の吸収・合併を事実上容認しているように見える。

このように、国有経済については、左派・保守派、改革派どちらの主張にも配慮した形となっており、国有企業改革が今後どちらの方向に進むのか、注意を要する。

（2）権限と財源の対応

中央と地方の権限関係を次のように再整理している。

- A 中央の権限と支出責任を適切に強化し、国防、外交、国家安全、全国统一市場に関するルール・管理等を中央の権限とする。
- B 一部の社会保障、地域をまたがった重大プロジェクトの建設・維持等を中央・地方の共同権限とし、権限関係を徐々に調整する。
- C 地域的な公共サービスを地方の権限とする。

注意すべきは、これを機に中央の権限が一部強化されていることである。これまで社会保障制度の整備は専ら地方政府に任されてきたが、これからは中央・地方の共同権限となった。決

定では、基礎年金を全国プール制にすることが明記されており、社会保障制度を全国統一的に企画するのは、今後中央政府の仕事となろう。

そのうえで財源については、「中央と地方は権限の区分に応じて相応に支出責任を負担・分担する。中央は、移転支出の計上を通じて、一部の権限・支出責任を地方に委託・負担させることができる。地域をまたがり、その他地方に与える影響がかなり大きい公共サービスについては、中央は移転支出を通じて、一部の地方の権限・支出責任を負担する」としている。

かねてより問題となっている地方政府の慢性的財源不足については、「中央・地方の財政力構造の総体としての安定を維持し、税制改革と結びつけ、税目の属性を考慮して、中央と地方の収入区分を更に調整する」としている。税制改革では、地方税システムを整備することもうたわれており、今後営業税を増値税に改めるテスト、不動産税の立法化が進展するにつれ、国税・地方税・共有税の税目・財源配分について大きな見直しが行われることになろう。

また、都市化推進において、地方政府が建設地方債を発行して建設資金を調達することを認めている。違法な借入を起債に改めることにより、地方政府債務の透明化を図るということであろう。さらに、「都市基本公共サービスで常住人口全てをカバーすることを着実に推進し、都市に戸籍転入した農民を完全に都市住宅・社会保障体系に組み入れる」としているが、これには相当な財源が必要となる。このため、財政移転支出を農業移転人口の市民化とリンクさせるとしており、このための制度改革も進むものとみられる。

（3）金融の自由化・国際化

民間資本による中小タイプの銀行等の金融機関の設立、人民元レートの市場化（弾力化）、金利の市場化（自由化）加速、人民元の資本項目の兌換化の実現加速が盛り込まれている。2020年までに金融の自由化・国際化が急速に進展することになろう。しかし、これが混乱な

く進むためには、金融面のセーフティ・ネットと金融機関の破綻処理システムの構築が不可欠である。このため決定では「預金保険制度を確立し、金融機関の市場化による退出メカニズムを整備する」としている。

また、決定には都市インフラ・住宅政策の金融機関と国境沿いの開発のための金融機関の設立も記載されている。わが国のかつての住宅金融公庫・北海道東北開発公庫のようなものであろうか。しかし、このような開発系の政策性金融機関のみならず、かつての国民金融公庫・中小企業金融公庫のように、中小企業金融を担う政策性金融機関の設立も真剣に検討すべきであろう。純粹の民間金融機関を設立しても、中小企業への融資が円滑になる保証はないからである。

(4) 少子・高齢化対応

「漸進式の退職年齢の延長政策を検討・実施する」としている。年金財政の持続可能性を配慮したものであろう。しかし、これは既に社会問題化している大学卒業生の就職難を更に深刻化させるおそれもあり、慎重な運用が必要である。

また、2012年に労働年齢人口が初めてマイナスに転じたことを踏まえ、一人っ子政策が見直され、「一方が一人っ子の夫婦が2人の子供をつくることを認める」とされた、しかし、これにより大都市で進行する少子化傾向に歯止めがかかるかどうかははっきりしない。

II-4. 2013年中央経済工作会议

2013年12月10-13日、党中央・国务院共催により中央経済工作会议が開催され、2014年の経済政策の基本方針が決定された。

習近平党総書記の持論である「胆力は大きく、歩みは着実でなければならない」が再度強調され、時機が熟さず、条件が具備していない条件下で、改革を一斉に立ち上げてはならないとする。具体的には、改革の手順を4分類している。

(1) 方向が明らかで効果が速やかに現れる改革、地方・部門が授權により扱ってよいものに属する改革

2014年ないし近いうちに推進を加速してよい。

(2) 関係方面が広範で中央の政策決定が必要な改革

改革案を早急に検討・提起し、具体的な改革戦術を制定し、全面的に統一企画し審査決定した後、2014年の適当な時期に推進してよい。

(3) 認識がまだ深まっていないが推進しなければならない改革

大胆に模索し、テストを先行させ、ルールを見つけ出し、共通認識を凝集させて、全面推進・展開のために経験を累積し、条件を創造する。

(4) 全会が提起した推進が必要な制度面の建設

法律の改正・整備が必要なものも検討を強化し、できるだけ速やかに始動しなければならない。

したがって、2013年11月の党3中全会で決定された改革の諸項目は、この4分類に仕分けされ、(3)(4)に該当するものは2015年以降に先送りされることになる。特に法整備が必要なものは、2015年の全人代以降に順次立法・法改正がなされていくものと思われる。

II-5. 中央改革全面深化領導小組第1回会議

2014年1月22日午後、習近平党総書記は中央改革全面深化領導小組の第1回会議を開催し、重要講話を発表した。会議には副組長として、李克強・劉雲山・張高麗政治局常務委員が出席した。これにより、李克強が領導小組の副組長に就任していることが明らかとなった。会議の決定内容及び習近平党総書記の概要は以下のとおりである（新華網北京電2014年1月22日）。

Ⅱ－5－1. 決定内容

- (1) 「中央改革全面深化領導小組活動規則」「中央改革全面深化領導小組特別小組活動規則」「中央改革全面深化領導小組活動細則」を審議・決定した。
- (2) 中央改革全面深化領導小組の下に、経済体制・生態文明体制改革、民主法制分野改革、文化体制改革、社会体制改革、党建設制度改革、紀律檢查体制改革の6特別小組を設けることを審議・決定した。
- (3) 「党18期3中全会決定を關係部門が貫徹実施するための中央の重要措置分業案」を審議・決定した。
- (4) 各地方・各部門から、党18期3中全会精神貫徹実施の進展情況を聴取し、領導小組の当面の活動を検討した。

Ⅱ－5－2. 習近平党総書記の重要講話の概要

(1) 中央改革全面深化領導小組の責務

A 党3中全会精神を深く学習・理解しなければならない

18回党大会・党18期3中全会が行った各手配は、我々が事を議論し政策決定する際に常に依拠すべきものであり、領導小組は率先してしっかり学習し、理解を深くし、しっかり消化し、大勢をよく観て、大事をよく謀り、国内・国外の2つの大局、党・国家活動の大局、改革全面深化の全局に立脚して問題を思考・検討しなければならない。

B 改革の正確な方向をしっかり把握しなければならない

路線・理論・制度等の根本的問題において、大きな賛否両論を面前にして、立場を確固とし、旗色を鮮明にしなければならない。

C ルール・手順に厳格に則って事務を処理しなければならない

衆知を集め民主集中を堅持し、およそ合議して決定した事は手分けして実施し、手抜きをすることなく成果を引き出さなければならない。

D 改革の責任担当を強化しなければならない

正確に見定めた事については、政治的勇氣をもって断固として実行しなければならない。

E 各方面の積極性を十分動員しなければならない

改革任務がますます繁雑で荷が重くなるほど、我々は人民大衆の支持・参加にますます依拠し、正確な改革措置の提起・貫徹を通じて人民をよく率いて前進させ、人民の創造実践と發展要求の中から改革のための政策主張をうまく取り出し整備しなければならない。

(2) 特別小組、中央改革弁公室、先導単位・参加単位の責務

A 統一的な企画に取り組みなければならない

重点にも全般にもしっかり取り組み、現在にも長期にもしっかり取り組み、重大關係をうまく処理し、戦略・戦役・戦闘各レベルの問題を統一的に企画考慮し、政策・方案・パワーをしっかりと統一的に企画しなければならない。

B 方案に取り組みなければならない

改革全面深化の総体的手配は既にある。実施方案を早急に打ち出し、実施方案に基づき各改革措置の実施を推進しなければならない。

C 実施に取り組みなければならない

党3中全会の各具体的改革措置には、タイムスケジュールがなければならない。1項目1項目の実施に取り組み、多様な方式で督促・検査し、各地方・各部門が任務を分解し責任を履行するよう指導・援助しなければならない。

D 調査研究に取り組みなければならない

重大な改革問題に対する調査研究を強化し、末端・第一線の声を可能な限り多く聞き、第1次資料に可能な限り多く接触し、重要な情況について胸に勝算があるようにしなければならない。各地方・各部門の調査研究強化を推進し、改革全面深化に対する關係の専門学者・研究機

関の調査研究シンクタンクとしての役割を重視しなければならない。

II-6. 2014年政府活動報告

2014年3月5日、李克強総理は全人代に際し、初めて政府活動報告を行った。このうち改革の全面深化に関しては、まず「改革は最大のボーナスである」という李克強総理の持論を展開したうえで、「現在、改革は既に堅塁攻略の時期・深水区域に進入して」いるとし、「壮士が腕を断つ決意・背水の陣による一戦の気概をもって思想観念の束縛を打破し、利益固定化の藩屏を突破し、経済体制改革を牽引力として、各分野の改革を全面的に深化させなければならない」とした。

改革の優先順位としては、①大衆が最も望む分野、②経済社会の発展を制約する際立った問題、③社会各界がコンセンサスに達することができる部分から始めるとし、党3中全会で決定された「資源配分において市場の決定的役割を發揮させる」という方針を再確認している。

2014年は党3中全会で決定された改革事項を実施に移す初年度であり、どの程度改革の具体的内容が盛り込まれるかが注目されていた。報告では以下のような改革が列記されている。

(1) 行政体制改革

行政審査・許認可事項を更に200項目以上取消・下方委譲する(2013年実績は416項目)。企業の投資自主決定権を保証する。

(2) 財政改革

予算制度の透明化を図る。特別移転支出項目(補助金)を3分の1削減する。中央と地方の権限と支出責任を早急に検討・調整し、現有の財政力構造の総体的安定を維持しつつ、中央と地方の収入区分を段階的に合理化する。地方債発行を認め、地方政府の債務収入を予算管理に組み入れ、債務リスクを防止・解消する。

なお、財政部の楼繼偉部長は3月6日の記者会見において、「特定移転支出は現在220項目

あるが、これを150項目後に圧縮する。営業税の増値税への転換は、今後サービス業・不動産業・金融サービス業にまで範囲を拡大することを検討する」としている(新華網2014年3月6日)

(3) 税制改革

営業税の増値税への転換を鉄道輸送・郵政サービス・電信等の業種に拡大する。不動産税・環境税の立法作業を進める。小型・零細企業への優遇税制を拡大する。消費税・資源税改革を進める。

(4) 金融体制改革

A 金利の市場化(自由化)を引き続き推進する

この点につき、人民銀行の周小川行長は3月11日の記者会見において、「個人的には、預金金利の自由化はこの1-2年で実現できると考えている」と発言している(新華網2014年3月11日)。

B 為替レートの方方向への変動区間を拡大する

これは、3月17日より変動幅が上下1%から2%に拡大されている。

C 人民元資本項目の兌換化(自由化)を推進する

この点につき、人民銀行の周小川行長は3月11日の記者会見において、「人民元資本項目の兌換化は着実に推進し、段階的に実現する」と述べている(新華網2014年3月11日)。

D 民間資本による中小タイプの銀行を設立する

これについては、銀行業監督管理委員会の尚福林主席が3月11日の記者会見において、第1弾として民営資本の5銀行を天津・上海・浙江・広東でテストする」としている(新華網2014年3月11日)。

E 預金保険制度を確立する

これについて、人民銀行の周小川行長は3月

10日、「預金保険制度は2014年に打ち出す見込みがある」と述べている（上海証券報2014年3月11日）。

（5）国有企業改革

国有資本投資運営会社のテストを推進する。中央国有企業の収益の上納比率を高める。金融・石油・電力・鉄道・電信・資源開発・公益事業等の投資分野に非国有資本を参入させる。

（6）農村改革

請負農地の経営権の秩序立った移転を誘導する。専業大農家・家庭農場・農民合作社・農業企業等の新しいタイプの経営主体を育成する。

（7）戸籍制度改革

戸籍制度の改革を推進し、異なる規模の都市で農民の受入数を差別化した戸籍移転政策を実行する。

（8）所得分配体制改革

所得格差の縮小に努力する。企業従業員の給与アップのための集団交渉制度を推進し、国有企業責任者の報酬管理を強化・改善する。多様なルートで低所得者の所得を増やし、中等所得者のウェイトを不断に拡大する。都市・農村住民の所得を経済と同步調で増やす。

（9）計画出産の改革

計画出産の基本国策を動揺させないことを堅持し、一方が一人っ子の夫婦が2人目の子供を産むことを認める政策を実施する。

II-7. 全国経済体制改革工作会議

2014年5月16-17日に、全国経済体制改革工作会議が開催された。中央経済体制・生態文明体制改革特別小組の責任者である国家発展・改革委員会徐紹史主任は、会議に出席し「情勢を正確に把握し、しっかり貫徹実施して、2014年経済体制改革の重点任务の達成を確保せよ」と題する講話を行った。中央経済体制改革・生

態文明体制改革特別小組の責任者である国家発展・改革委員会劉鶴副主任は、会議に出席し総括講話を行った。国家発展・改革委員会の連維良副主任は会議に出席し、各地方発展改革委員会責任者が参加した経済体制改革座談会を主催した。以下は、会議の概要である。

II-7-1. 総論

わが国は正に大きく発展できる戦略的チャンス時期、小康社会を全面的に実現するカギとなる時期、改革開放の深化と経済発展方式の転換加速の堅塁攻略の時期にあり、時を移さず経済成長のギアチェンジをする時期、構造調整の陣痛の時期、長期の矛盾が際立って現れる時期にもある。改革の全面深化を推進し、とりわけ経済体制改革を深化させることは、なかでも明らかに重要であり緊迫したものである。長期の方案を設計する方面においても、現在経済発展が直面しているリスク・問題を解決する方面においても、いずれも大胆に突き進んで大胆にテストを行い、敢えて任を担い、実務に真剣に励み、改革措置の実施を加速して、改革の成果によって民の信頼を得るよう努力しなければならない。

II-7-2. 2014年の経済体制改革任務

2014年は党18期3中全会精神を全面的に貫徹実施し、改革を全面的に深化させるスタートの年であり、全国の発展改革系統機関、経済体制・生態文明体制改革に関わる単位、経済体制改革工作部門間連絡会議の構成単位が担う改革任務は重大であり非常に困難である。進取の意識・チャンスの意識・責任意識を更に増強し、経済体制改革を不断にしっかりと推進・前進させなければならない。

（1）投資体制改革を深化させ、市場主体の活力を奮い立たせる

投資の審査・許認可制度改革を早急に推進し、投資の審査・許認可事項を更に簡素化・下方委譲し、審査・許認可行為を厳格に規範化する。

縦横に連動した協調的管理メカニズムを早急に確立し、投資分野の法制化建設を推進する。

民間投資の環境を更に改善し、民間投資36条政策及びその関連実施細則と付帯政策を更に整備・実施し、社会資本とりわけ民間投資の参加を奨励するいくつかのモデルプロジェクトを推進する。

鉄道投融资体制改革を早急に推進し、社会資本が鉄道建設に積極的に参加することを促進する。

(2) 資源性産品等の価格改革を推進し、主として市場によって価格が決定されるメカニズムを形成する

政府が価格を決定する項目を更に減らし、競争条件を備えた商品・サービスの価格を開放する。資源性産品の価格形成メカニズム改革を推進し、個人の生活レベルに応じた段階的価格制度を整備・拡大し、主要農産品の目標価格制度の確立を模索する。

(3) 財政・税制・金融改革を深化させ、経済の転換と実体経済への奉仕を促進する

全面的に規範化され公開・透明な予算制度を実施し、政府の起債による資金調達制度を規範化する。営業税を増値税に改めるテスト、消費税、資源税、不動産税、環境保護税等の税制改革を推進する。

金融体制改革は実体経済の発展に更に好く奉仕しなければならない。金利・為替レートの市場化改革を引き続き推進し、金融機関の市場参入を秩序立てて緩和し、様々なレベルの資本市場の発展を加速し、システム的・地域的な金融リスクを確実に防止する。

(4) 国有企業改革を深く推進し、基本経済制度を整備し、混合所有制経済を発展させる

異なる国有企業ごとの機能を画定し、各種所有制資本が相互に株を持ち合い、相互に融合することを促進する。

電力、石油・ガス、塩業等重点業種の改革を

早急に推進する。

(5) 公平で開放された透明な市場ルールを確立し、資源・要素の配分最適化を促進する

市場参入のネガティブリスト制度、社会信用体系、市場監督管理等の方面に重点を置いて改革を強化し、統一され開放的で、競争が秩序立った市場秩序の建設を推進する。市場に導かれた健全な科学技術・イノベーション体制を整備し、各種生産要素の自由な流動と効率の高い配分を促進する。

(6) 新しいタイプの都市化に関連する改革を推進し、都市・農村の一体化した発展を促進する

人の都市化を核心として新しいタイプの都市化を推進しなければならない。農業からの移転人口の市民化を秩序立てて推進し、多元化し持続可能な都市化投融资メカニズムを確立する。都市化改革テストを積極かつ穏当に推進し、人が移動先で金を得られるようにすること、土地をどのように利用するかといった問題をしっかり解決することを重視する。

(7) 投資・貿易の簡便化を推進し、開放型経済の新体制を構築する

サービス業分野の対外開放を拡大し、上海自由貿易試験区の改革テストを深化させる。企業の「海外進出」を支援する体制メカニズムを整備し、シルクロード経済ベルトと海のシルクロードの建設を早急に推進し、国際競争の新たな優位性を育成する。

(8) 社会事業に関連する改革を推進し、民生保障の健全な体制メカニズムを整備する

基本を維持し、最低ラインに責任を持ち、公平を促進することを堅持し、教育、医薬・衛生、文化、社会保障、住宅保障、所得分配等の分野の改革を深化させる。基本公共サービスの体制メカニズム改革を統一的に企画し、発展の成果がより多くより公平に全人民に及ぶことの

実現に努力し、全社会の発展活力を更にうまく奮い立たせる。

(9) 資源節約・環境保護の健全な体制を整備し、生態文明建設を加速する

生態文明体制改革の総合的な考え方の研究と先行モデル地域の建設にしっかり取り組み、主体的機能区制度の実施を強化し、省エネ・汚染物質排出削減の制度建設にしっかり取り組む。環境対策の体制刷新を推進し、生態補償の健全なメカニズムを確立し、生態文明の制度体系建設を加速する。

Ⅱ－7－3. 実施組織の職責

全国の発展改革系統機関、経済体制・生態文明体制改革に関わる単位、経済体制改革工作部門間連絡会議の構成単位は、

- A 大局を把握し、方向をしっかり定め、常に党中央と高度な一致を維持しなければならない。
- B 思想を解放し、敢えて任を担い、思考の固定化・行為の惰性・ルートの依存性を自覚的に打ち破り、鋭意進取の精神により、中央の政策決定・手配を断固としてしっかり貫徹・実施しなければならない。
- C 慎重周到でかつ穏当に、最低ラインを維持するという考え方で、改革案をしっかり計画しなければならない。テストを先行させることを堅持し、立法・法改正を強化し、改革の力の程度、発展の速度と社会の受容可能な程度の関係を正確に処理しなければならない。戦略的には進取の気性で勇気を奮い、戦術的には一步一步確実に進めなければならない。
- D 共通認識を凝集させ、合成力を形成し、人民大衆の広範な支持を勝ち取らなければならない。経済体制改革工作部門間連絡会議の役割を充分發揮させ、メディア・世論の役割をうまく發揮させ、系統機関の上下の

連動を強化しなければならない。最も広範に共通認識を凝集させ、各方面の積極性を十分動員し、改革を推進する強大な合成力を形成し、中央が下達した各改革任務の達成を確保しなければならない。

Ⅱ－7－4. 5つの重視

今後の改革工作をしっかり行うには、5つを確実に重視しなければならない。

A 改革に関する中央の手配・要求をしっかり学習することを重視する

改革の方向、重点、ルート、方法・テンポを更に明確にし、各改革工作を更に科学的・有効に推進する。

B 改革の動力メカニズムを重視する

敢えて自己革命を行い、改革を通じて広大な人民大衆に実際の利益をもたらすことにより、改革に強大な動力メカニズムを獲得させる。

C 改革についてプロフェッショナリズムの精神に則ることを重視する

科学的態度とプロフェッショナリズムの精神により計画し各改革を推進するよう唱導することにより、改革案・改革措置・改革の成果が歴史と実践の検証に耐えられるようにする。

D いくつかの成功事例を成しとげることを重視する

コピー・普及できるような経験を創造し、改革への信用を樹立する。

E 改革の理論研究を重視する

現在改革に環境・重点・対象・動力・方式等の方面で重大な変化がおきていることに対応し、的確な組織的理論研究を行い、改革の政策決定のために方案の蓄積と知的支援を提供する。

Ⅲ. 新しいタイプの都市化の推進

Ⅲ-1. 李克強総理記者会見

李克強総理は以前から都市化に強い関心を抱いていたと言われる。今日の中国において都市化の推進が必要とされる理由として、李総理は2013年3月17日に開催された就任後初の内外記者会見において次のように都市化を解説している。

- (1) 都市化は現代化の必然的趨勢であり、広範な農民の普遍的な願望でもある。都市化は巨大な消費・投資需要を牽引し、更に多くの雇用機会を創造するだけでなく、その直接的な作用は、農民を裕福にし、人民を幸福にすることである。
- (2) 我々が強調するニュータイプの都市化とは、人を核心とした都市化である。現在、約2.6億人の出稼ぎ農民⁴⁾がいるが、彼らの中で望む者を段階的に都市に融け込ませなければならない。これは長期で複雑なプロセスであり、雇用の支えとサービスの保障がなければならない。
- (3) 都市化はパイを大きく広げるようなやり方に拠ってはならず、大・中・小都市が協調的に発展し、東・中・西部地域が土地の事情に合わせて適切な方法を用いて推進しなければならない。また都市病の防止に注意し、高層ビルが林立する一方でバラックが連なるようであってはならない。今期の政府は、決意をもって更に1千万戸以上の各種バラック地区を改造する。これは都市内部の二元構造を解決するのみならず、都市化のハードルを引き下げるものである。
- (4) とりわけ重要なことは、ニュータイプの

都市化は農業の現代化と相互補完的でなければならない。耕地の警戒ラインをしっかりと維持し、食糧の安全を保障し、農民の利益を保護しなければならない。

- (5) 都市化は複雑な系統プロセスであり、経済と社会に深刻な変化をもたらすので、各種改革と併せて推進する必要がある。推進プロセスにおいては、各種の問題に出くわすことになり、これを解決しなければならない。

Ⅲ-2. 2013年中央都市化工作会議

2013年12月12-13日に中央都市化工作会議が開催された⁵⁾。会議には政治局常務委員7名が全員出席し、習近平党総書記が重要講話を発表し、都市化の発展情勢を分析し、都市化推進の指導思想・主要目標・基本原則・重点任务を明確にした。今回の会議により、都市化も習近平党総書記が主導することが明らかになったのである。李克強総理は講話において、当面の都市化政策の注力点を論述し、都市化推進の具体的手配を提起し、総括講話を行った。会議では、「国家新型都市化計画」が討議された。会議の概要は以下のとおりである（新華網北京電2013年12月14日）。

Ⅲ-2-1. 基本的な考え方

(1) 都市化の意義

都市化は、現代化のために必然的に通らなければならない道である。都市化推進は、①農業・農村・農民問題を解決する重要な方途であり、②地域の協調発展を推進する有力な支えであり、③内需拡大と産業のグレードアップ促進

4) これは省を越えず、近隣の都市で就業している農民をも含んだ数である。

5) これは初めての会議である。参加メンバーは中央経済工作会議と同様と思われる。

の重要な据り所であり、④小康社会の全面的実現・社会主義現代化の推進加速にとって重大な現実的意義と深遠な歴史的意義を有するものである。

（2）都市化の目標

都市化の目標の確定に際しては、事実在即して真実を求め、実行可能なものでなければならない。行政命令に頼ってノルマを次々に増し、考課を繰り返してはならず、性急に成果を求め、功を焦って方法を誤ってはならない⁶⁾。都市化の推進は、積極的でなければならないが、穏当でもなければならない。歩みは着実で、措置は確かでなければならない。

（3）質の高い都市化

A 人間本位でなければならない

人を核心とした都市化を推進し、都市人口の質と住民の生活の質を高め、能力があり都市での就業・生活が安定している常住人口を秩序立てて市民化することを第一の重要任務としなければならない。

B 配置を最適化しなければならない

資源・環境の受容能力に基づき、科学的・合理的に都市化のマクロ配置を構築し、メガロポリスを主体的な形態として大中小都市と町の合理的な分業・機能の相互補完・協同発展を促進しなければならない。

C 生態文明を堅持しなければならない

グリーンな発展・循環発展・低炭素発展の推進に力を入れ、自然に対する妨害・損害を可能な限り減らし、土地・水・エネルギー等の資源

を節約し集約的に利用しなければならない。

D 文化を伝承しなければならない

歴史的な記憶を有し、地域の特徴があり、民族の特徴がある素晴らしい都市を発展させなければならない。

（4）都市化推進の留意点

A 市場と政府の関係をうまく処理することに注意を払わなければならない

資源配分における市場の決定的役割を發揮させることを堅持するのみならず、制度環境の創造、発展計画の編制、インフラ建設、公共サービスの提供、社会ガバナンスの強化等の方面における政府の機能を更に好く發揮させなければならない。

B 中央と地方の関係をうまく処理することに注意を払わねばならない

中央は大きな政策方針を制定し、都市化の総体計画と戦略的配置を確定しなければならない。地方は実際から出発し、総体計画を貫徹実施し、これに相応した計画を制定して、建設・管理活動を創造的に展開しなければならない。

Ⅲ-2-2. 都市化推進の主要任務

（1）農業からの移転人口の市民化を推進する

A 人の問題をうまく解決することが、新しいタイプの都市化を推進するカギである。

B 主要任務はすでに都市に移転して就業している農業からの移転人口を都市戸籍にする問題を解決し、出稼ぎ農民が都市に融け込む素質・能力を高めるよう努力することである⁷⁾。

C 中小都市の産業の受容能力、とりわけサー

6) 共同通信社説を参考とした。なお、国際金融フォーラム都市化研究センターの易鵬主任は、「産業の支えが不足し、就業ポストが不十分で、都市の受容能力が不十分な状況下では、一律に都市化を進めてはならない」という趣旨だと解説している（北京青年報2013年12月15日）。

7) 国際金融フォーラム都市化研究センターの易鵬主任によれば、現在出稼ぎ農民2億人余りのうち、都市で住居と仕事を有しているのは約4000万人である（北京青年報2013年12月15日）。

- ビス業のウェイトを増強しなければならない。
- D 行政鎮と小都市・町の戸籍制限を全面的に開放し、中等都市の戸籍制限を秩序立てて開放し、大都市の都市戸籍への移転条件を合理的に確定し、特大都市の人口規模を厳格に抑制する。

(2) 都市建設用地の利用効率を高める

都市建設用地の集約化程度を確実に高める。数量・質を含む耕地の警戒ラインを必ず固守しなければならない⁸⁾。

(3) 多元的で持続可能な資金保障メカニズムを確立する

- A 地方税体系を整備し、地方主体の税目を徐々に確立し、財政移転支出を農業からの移転人口の市民化とリンクさせるメカニズムを確立する。法規を整備し地方政府の債務管理制度を健全化する基礎の上で、健全な地方債の発行・管理制度を確立する。
- B 政策性金融機関の改革を推進し、当面都市化における政策性金融機関の重要な役割を好く発揮させると同時に、都市インフラ・住宅政策金融機関の設立を検討しなければならない。

(4) 都市化の配置・形態を最適化する

- A わが国は既に北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタの3大メガロポリスを形成しており、同時に中西部・東北の条件の整った地域において、市場のパワーと国家計画の誘導に依拠して、若干のメガロポリスを徐々に発展・形成し、中西部・東北方の発展を牽引する重要な成長の極とし

て、国土空間の均衡ある開発を推進する。

B 地域の自然条件に基づき、開発の強度を科学的に設定し、各都市とりわけ特大都市の開発の境界をできるだけ速やかに画定して、都市を自然の中に位置づけ、都市住民に美しい自然を残す。

(5) 都市建設の水準を高める

- A 建築の質の管理制度の建設を強化し、建築の質により事故をもたらす不法行為に対しては、断固として法に基づき取り締まり追及しなければならない。
- B 都市・農村の一体化した発展促進においては、村の原風景の保存に注意を払い、樹木の伐採を慎み、湖を埋めず、住宅の立ち退きを少なくし、可能な限り元々の村の形態のままで住民の生活条件を改善しなければならない。

(6) 都市化に対する管理を強化する

都市化のマクロ管理を強化し、国家新型都市化計画⁹⁾を制定実施し、関係部門は重大政策の統一の企画・協力を強化し、各地方も実際に符合した都市化進展を推進する意見を検討・提起しなければならない。

Ⅲ-2-3. 結び

都市化と工業化を一緒に進めることは、現代化の2大牽引力である。中国の特色ある、科学的発展の新しいタイプの都市化の道を歩むことのコアは人間本位であり、カギは質の向上であり、工業化・情報化・農業の現代化と同歩調で推進する。都市化は長期にわたる歴史的プロセスであり、科学的に秩序立て、積極かつ穏当に前に向け推進する。

8) 中国では、毎年平均耕地が600万ムー（1ムー=666.7m²）余り減少しており、18億ムーの耕地警戒ラインに近付きつつある（新華網北京電2013年12月14日）。

9) この名称は、当初「全国都市化健全発展促進計画」であったが、後に「全国都市化発展計画」と改称され、最終的に「国家新型都市化計画」となった。期間は2020年までである（北京青年報2013年12月15日）。計画本体は2014年3月16日に公表された。

新しいタイプの都市化は、

- (1) 注力点を正確に見つけ出し、農村からの移転人口の市民化を秩序立てて推進し、都市バラック地区の改造を深く実施し、中西部地域の都市化を重視しなければならない。
- (2) 差別化した戸籍移転政策を実行し、中西部地域の重大インフラ建設と産業移転の誘導を強化しなければならない。
- (3) 出稼ぎ農民の職業訓練と親に伴って移転してきた子女の義務教育の保障を強化し、都市の生態環境の質改善に努力しなければならない。

Ⅲ－３．2014年政府活動報告

2014年3月5日に李克強総理が行った政府活動報告では、都市化について「3つの1億人政策」が打ち出された。具体的には、

(1) 約1億人の農業からの移転人口を都市戸籍に移す

都市基本公共サービスによる常住人口カバー率100%を段階的に推進する。このためには財源が必要となるため、農業からの移転人口の市民化コストの分担、多元化した都市建設投融资等のメカニズムを模索るとしている。

(2) 約1億人が居住する都市バラック地区の「都市の中の村」を改造する

これは住宅改革の一貫である。高層ビルが林立する一方でバラック地区が広がるような情況を決して生じさせてはならないとしている。

(3) 約1億人の中西部の農民を近場の都市で就業させる

このため、中西部の産業発展と人口集積能力を高めるとしている。

Ⅲ－４．都市化の課題

ここで、習近平指導部の言う新しいタイプの都市化の意義を考えておきたい。

Ⅲ－４－１．成長維持の手段としての都市化

2012年、中国の労働年齢人口（16－59歳）ははじめてマイナスに転じ、2013年も減少が続いた。日本で生産年齢人口（15－64歳）が減少に転じたのは1990年代半ばであるが、これがバブル崩壊後の日本経済の長期低迷・潜在成長力低下の重要な原因とみる向きは多い。最近の成長の減速傾向に加え、労働年齢人口がマイナスに転じたことにより、党・政府指導層には中国の高度成長は終焉を迎えたという認識が広がっている。

李克強総理は、2013年9月11日、大連で開催された夏季ダボス会議開幕式挨拶において、「現在、中国経済はすでに中高速成長の段階に入っている」と述べた。これは、一般的な理解ではやや高めの中成長ということであろう。ただ、今後経済が中成長に安定的に推移するためには新たな成長のエンジンが必要であり、それが都市化だと考えられているのである。

まず、一般に都市住民の消費額は農民より多い。農民が大量に都市住民化すれば、消費の総量は増大することとなる。また都市化のためにはインフラ整備が必要であり、これは投資の安定的な伸びを支えることになる。さらに都市化はサービス業を発展させ、雇用の拡大にもつながる。都市化の推進は持続的成長のカギなのである。

Ⅲ－４－２．「人口の都市化」から「人を核心とした都市化」へ

習近平指導部は「人を核心とした都市化」を強調している。では、「人を核心とした」とはどのような意味か。2013年末、中国の都市化率は53.73%であるが、これは「偽りの都市化」と評されている。都市には約2.6億人の出稼ぎ農民がいるが、彼らは医療・年金等の社会保障、住宅保障、子弟の義務教育といった基本公共サービスの面で都市戸籍住民と著しく差別されている。都市の基本公共サービスを受けられる人口の割合が真の都市化率であるとすれば、中国の都市化率は35%程度でしかない。中国

の都市化は「人口の都市化」であって「人の都市化」ではないと言われるゆえんである。

真の都市化のためには、戸籍制度を改革し、出稼ぎ農民を市民化して都市住民と対等な基本公共サービスを享受させる必要がある。しかし、これは必然的に都市の財政負担を増大させることになる¹⁰⁾。特に中央都市工作会議では、大都市ではなく中小都市に農民を移転させようとしている。これらの都市・町の財政力のみで農民を市民化することは不可能であろう。都市戸籍住民に増税の形でこの負担を要求するならば、都市戸籍住民と出稼ぎ農民の間で深刻な社会対立が生じかねない。

このため今後、地方税を抜本的に改正してこれらの中小都市・町の独自財源を充実させるとともに、中央財政からの移転資金（日本の地方交付税に相当）が直接これらの都市・町に及ぶ

ような財政移転の仕組みを作り上げることが重要である。

このように「人を核心とした都市化」の実現には、戸籍制度改革、医療・年金等の社会保障制度改革、住宅改革、教育改革、地方財政制度改革等多くの改革が伴うことになる。

Ⅲ－４－３．乱開発の防止

地方政府は都市化を口実に不動産開発投資を増大させようとする傾向がある。2003－2004年の胡錦濤指導部発足のときには、「小都市・町建設」という指導部のスローガンを地方政府が逆手にとり、全国で違法な開発区を乱立させた。乱開発の再現を回避しながら都市化を健全かつ安定的に進めることは、決して容易なことではないように思われる。

Ⅳ．マクロ・コントロールの刷新

Ⅳ－１．李克強総理の「合理的区間」論

李克強総理は2013年7月16日、経済情勢座談会を開催し、マクロ経済政策に関する基本方針を明らかにした。彼は「マクロ・コントロールの主要目的は、経済の大きな上下動を回避することにより、経済運営を合理的な区間に維持することにある。その『下限』は安定成長・雇用の維持であり、『上限』はインフレの防止である」とし、経済運営が合理的な区間に維持されているときは、経済発展方式の転換・構造調整に重点をおき、中国経済の「グレードアップ版」を作り上げることに力を入れ、経済運営

が上限・下限に迫ったときには、マクロ政策は成長の安定あるいはインフレ防止に重点をおく旨を明らかにした。

上限・下限の具体的数値について、李克強総理は2013年9月9日付の「フィナンシャル・タイムズ」への寄稿で、下限が2013年の成長目標7.5%前後、上限が2013年のインフレ抑制目標3.5%前後であることを明らかにした。

Ⅳ－２．2013年中央経済工作会議

2014年のマクロ経済政策について、「発展をGDPの増大と単純化してはならない」とGDP

10) 社会科学院が2013年7月30日に公表した「2013都市藍皮書」によれば、2030年までに全国で約3.9億人の農業からの移転人口の市民化を実現する必要がある、市民化1人当たりの公共コストを13.1万元として計算すると、3.9億人の市民化問題を解決するには約51兆元のコストが必要となる。また、国家開発銀行の試算によれば、将来3年間で中国都市化の投融資資金需要は25兆元に達する（財経国家新聞網2013年12月24日）。

成長率至上主義を戒め、成長率については「再び後遺症をもたらすことのないような速度」でよいとしている。2008年リーマン・ショック時に発動した大型景気対策が、生産能力過剰・地方政府債務の増大・住宅価格の上昇・インフレをもたらしたことへの反省であろう。

また、「合理的な区間における経済成長の平穏な運行を維持しなければならない」とし、マクロ・コントロールの方式・手段を不断に整備して、経済社会の発展の予期目標とマクロ政策をうまくバランスさせるとしている。ただ会議では、2014年の上限・下限の具体的な数値は明示されなかった。

Ⅳ－3. 2014年政府活動報告

Ⅳ－3－1. 2013年の政策回顧

李克強総理は2013年にマクロ・コントロールの考え方・方式を刷新したことを強調した。即ち、経済情勢の大きな変動に対し冷静さを保ち、「安定成長・雇用維持の下限とインフレ防止の上限を明確に固守し、経済が合理的な区間で運営されていさえすれば、発展方式の転換と構造調整に精力を集中してしっかり取り組み、手を緩めず、マクロ政策の基本方向を動揺させないことを維持した」としたのである。

具体的には、「2013年上半年期、輸出が大幅に変動し、経済が持続的に下降し、中央財政収入には一度長年にも稀なマイナス成長が出現し、インターバンク短期市場金利が一度異常に上昇して、国際的に中国経済は『ハードランディング』する可能性があるとの声が出現した」が、「短期的な刺激措置を採用せず、（財政）赤字を拡大せず、マネーを過剰に発行せず」に経済を合理的な区間におさめ、市場に「精神安定剤」を飲ませたとしている。

Ⅳ－3－2. 2014年マクロ経済の目標

（1）GDP成長率目標：7.5%前後（2013年は7.5%、実績7.7%）

前年と同じ成長目標を定めた理由として、報告は「これは小康社会の全面的実現という目標とリンクするものであり、市場の自信の増強と経済構造の調整・最適化に資するものである。安定成長は雇用を維持するためのものであり、都市の新規雇用増という需要を満足させるだけでなく、農村の移転労働力が都市に入り仕事に就く余地を残すものであり、根本的に都市・農村の個人所得を増やし、人民の生活を改善するためのものである」と説明している。

しかし、2014年は党3中全会決定の改革事項を本格的に実施し、発展方式の転換・経済構造調整を進める年であり、改革派からは7%に目標を落とすべきとの主張が出ていた¹¹⁾。2013年の中央経済工作会議においても、「発展をGDPの増大と単純化してはならず、経済発展の質・効率を高め、再び後遺症をもたらすことのないような速度の実現に努力しなければならない」とされていたのである。にもかかわらず7.5%の目標が設定されたということは改革慎重・成長優先の勢力に指導部が押し切られたということであろう。

だが、改革・転換・調整を進めながら7.5%の成長を維持することはかなり無理が伴う。このため報告も、「今年の経済成長目標を実現するには、少なからぬ積極要因があるが、苦しく辛い努力を払わなければならない」としているのである。

2014年3月13日、李克強総理は内外記者会見において「（成長率の予期目標は）弾力性があり、やや高くても、やや低くても、我々は容認する。我々はGDPを片面的に追求はしない」としており、雇用や個人所得の伸びが順調であれば、7.5%の達成にこだわらないことを示唆している。

11) 中国人エコノミストからの筆者のヒアリングによる。

(2) 消費者物価上昇率：3.5%以内（2013年は3.5%，実績は2.6%）

これは、「昨年物価上昇の残存効果と今年新たな物価上昇要因を考慮したものであり、我々がインフレを抑制し民生を保障する決意・自信を表明するものである」とする。

(3) 雇用：都市新規雇用増は1,000万人以上（2013年は900万人，実績は1,310万人），

都市登録失業率は4.6%以内（2013年は4.6%，実績は4.1%）

IV-4. 景気テコ入れ

2014年1-3月期のGDP成長率は7.4%と、年間目標の7.5%をやや割り込んだ。このため、李克強総理は数回にわたり、「微刺激策」と称される景気テコ入れ策を打ち出している¹²⁾。この結果、4-6月期のGDP成長率は7.5%とやや持ち直した。

IV-4-1. 2014年4月2日国务院常务会议

(1) 小型・零細企業への所得税優遇政策拡大の検討

小型・零細企業の企業所得税課税を半減する優遇政策の実施範囲の上限を、現行の課税対象年間所得額6万元から更に大幅に引き上げ、かつ政策の終了期限を2016年末まで延長。

(2) バラック地区改造への開発金融支援の役割を一層発揮

国家開発銀行は専門機関を設立し、独立採算制を実行し、市場化方式を採用して住宅金融特別債券を発行して、郵貯等金融機関とその他投資家から資金を集め、商業銀行・社会保障基金・保険機関等の積極的参加を奨励し、バラック地区の改造及び都市インフラ等関連プロジェクト建設に重点的に用いる。

(3) 鉄道投融资体制の改革・鉄道建設の加速

A 鉄道開発基金を設立し、建設資金源を拡大する

社会（民間）資本の投入を吸収することにより、基金の総規模が毎年2,000-3,000億元に達するようにする。

B 鉄道建設の債券発行の品目・方式を刷新する

2014年は社会（民間）に向けて1,500億元を発行し、鉄道債券投資への所得税優遇政策を実施する。

C 銀行等金融機関が鉄道建設を積極的に支援するよう誘導し、社会（民間）資本の投資規模を拡大する

D 鉄道が担う公益的・政策的輸送任務に対し、中央財政は一定期間補助を与え、規範的な補助制度を徐々に確立する

E 統一的な企画・協調を強化し、プロジェクト建設の順調な実施を保証する

既に許可の下りたプロジェクトの全面着工を早急に推進し、後続プロジェクトの前期分の建設をできるだけ速く展開し、鉄道建設投資の安定的な伸びと鉄道建設の早急な推進を確保する。

IV-4-2. 2014年4月16日国务院常务会议

(1) 「三農」への金融支援

A 農村金融サービスの主体を豊富にしなければならぬ

農村信用社等の金融機関改革を分類して推進し、村鎮銀行を育成・発展させ、民営資本の持株比率を引き上げ、農業産業投資ファンドの設立を奨励し、「三農」へのサービス能力を整理統合し拡大する。

12) 他にも景気にも資する政策が打ち出されているが、ここでは、5月末までに打ち出された代表的な景気テコ入れ策を紹介する。

B 農業関連資金の投下を増やさなければならない

要求に適した県域農村商業銀行・合作銀行に対して、預金準備率を適切に引き下げる¹³⁾。県域銀行に預金の一定比率を現地に投下させる政策を実施する。

C 農村のインクルーシブな（普く恩恵が及ぶ）ファイナンスを発展させなければならない

貧困支援貸出補助政策を整備する。辺鄙な郷鎮を基礎的な金融サービスが100%カバーすることを推進する。

D 現代農業発展の重点分野に対する貸出支援を増やさなければならない

農業保険の保険料補助政策を整備し、大災害のリスク分散メカニズムを確立する。

E 農村金融市場を育成しなければならない

農業機械のファイナンスリースサービスを展開し、抵当・担保の方式を刷新し、農村財産権の取引市場を発展させる。

F 政策支援を増やさなければならない

農業関連の貸付に対する財政奨励、農家への小額貸付に対する税制優遇、農村に対する貸付の損失補償等の政策を整備し、金融リスクを確実に防止する。

農業関連の金融機関は全て政策が深く行き渡るよう努力し、農業から離れることなく、農業に多く恩恵を及ぼさなければならない。

(2) 雇用

大学等卒業生、一時帰休・失業者、障害者等重点対象者の起業・就業を更に促進するため、小型・零細企業の発展を支援する。2013年末に期限が到来した重点対象者の起業・就業を支援・促進する租税政策を2016年12月31日まで延長し、更に整備する。

IV-4-3. 2014年5月30日国务院常务会议 **(1) 企業負担の軽減**

企業に関する費用徴収を減少・規範化し、企業にむやみに伸ばす手を監視することは、改革深化、行政の簡素化・権限の開放、市場秩序の規範化の重要措置であり、経営コストを引き下げ、投資・起業を奨励することによって、意義は重大である。

A 税を正し、費用を整理する

政府が提供する普遍的な公共サービスあるいは一般的管理機能を体現する費用徴収項目を取り消す。小型・零細企業に対する管理・登記・証明といった行政費用徴収の暫時免除を長期的措置とする。法に基づき、税の性質を有する費用徴収項目を相応の税目に吸収する。

B 企業に対する費用徴収のリスト管理制度を確立する

全ての費用徴収をリストに組み入れ、対外公開し、監督を受けさせる。リストにないものは全て費用を徴収してはならず、リスト内であっても徐々に数を減らしていく。

C 行政審査・許認可の前段階サービスの費用徴収を整理・規範化する

政府による価格決定・価格指導の実行、目録管理の実行が必要である。業種協会・仲介組織の費用徴収を厳格に規範化する。

D 企業に対する行政事業性の費用徴収と政府基金の新設は、法規の規定に基づかなければならない

企業負担の通報・フィードバックのメカニズムを確立し、みだりに費用・罰金を徴収し、寄付金を割り当てる行為を厳しく取り調べる。

(2) 実体経済への金融の奉仕

2013年7月に打ち出された「金融10項目政

13) これは4月25日に実施された。

策」は、経済発展を促進し、脆弱部分を強化し、金融体制を健全化する等にとって、積極的な役割を發揮した。現在経済は平穩に運営されているが、下振れ圧力が、なおかなり大きい情況下、穩健な金融政策を堅持しなければならない。既存の政策をしっかりと実施すると同時に、金融改革を深化させ、構造調整の方法を用い、適時適度に事前調整・微調整を行い、実体経済に金融が奉仕するための「血液循環」をうまく通わせなければならない。

A マネー・貸出及び社会資金調達規模の合理的な規模を維持しなければならない

「方向を定めた預金準備率引下げ」措置を強化し、「三農」、小型・零細企業等構造調整の需要に符合し、市場の需要を満足できる実体経済への貸出が一定比率にまで達した銀行に対して、預金準備率を適切に引き下げる¹⁴⁾。小型・零細企業支援を支援する中央銀行再貸出・特別金融債の規模を拡大する。

不良債権の償却強化、貸出資産の証券化の推進、マクロ・プルーデンス管理の改善等を通じて、貸出ストックを活性化させる。

B 社会資金調達のコストを引き下げなければならない

同業間・信託・理財・委託貸付等の業務を規範化し、不必要な資金の「ルート」「ブリッジ」段階を整理し、資金調達の連鎖を短縮する。

銀行業の手数料徴収に対する特別検査を展開し、手数料を徴収するだけでサービスしていないものについては、断固として取り消す。小型・零細企業の保証料を引き下げる。

C 融資構造を最適化しなければならない

支援するものと抑制するものとを区別し、国家重点建設・企業改造・サービス業等への支援を増やす。

D 金融サービスを改善しなければならない

貸出審査・承認の効率を高める。農村信用体系と担保・保証システムの建設を強化する。農業保険のカバー率を拡大する。

E リスクのモニタリング・監督管理を強化しなければならない

金融市場の健全なデフォルト・破綻処理メカニズムを整備し、地方政府の債務管理を強化し、金融リスクを防止する。

(3) 既存政策措置の実施状況に対する全面監査

安定成長・改革促進・構造調整・民生優遇の各政策措置の実施を加速し、「言葉は誠実・行動は果敢」という良好な気風を樹立し、政府の公的信用力を高めることにより、企業・大衆に政策ボーナスを享受させるため、国務院が既に打ち出した政策措置の実施状況について、全面監査を展開する。

実施の進展が緩慢なものについて、重点的に原因を調べ探し出し、対策を提起し、実施プロセスの「最初の1キロ」と「最後の1キロ」を貫通させ、「途中の閉塞」を打破し、政策実施に影響を与える体制メカニズムの障害を除去する。

現在、すでに権限リスト制度が確立されており、役人の職権乱用は許されない。さらに、責任を明確化・強化し、「問題が生じないなら、むしろ何もしない」という役人の不作為や「難しいことは避け、楽なことだけを求める」といった手抜き行為を克服し、政策実施推進がより大きな進展を得られるようにする。

今回の監査は、イノベーションを重視しなければならない。各レベルの政府は、自己監査・実地検査のみならず、第三者による評価・社会の評価を導入し、地方のみならず部門をも監査しなければならない。

国務院は監査グループを派遣し、実施に力が

14) これは6月16日に実施された。

入っていない者に対しては厳しく問責を行い、政策措置ができるだけ速やかに完全実施され、実効をあげることを促進し、2014年の経済社会発展目標任務の実現を確保する。

Ⅳ－5．党中央政治局会議

習近平党総書記は2014年7月29日党中央政治局会議を開催し、当面の経済情勢と年後半の経済政策を検討した。その概要は以下のとおりである（新華網北京電2014年7月29日）。

Ⅳ－5－1．経済情勢判断

- (1) 2014年に入り、国際情勢は錯綜・複雑化し、国内の改革・発展の任務は十分繁雑で荷が重い。党中央・國務院の正確な指導の下、各地方・各部門は18回党大会・党18期3中全会精神を真剣に貫徹実施し、中央経済工作會議の政策決定・手配を真剣に実施した。安定の中で前進を求めるといふ政策の総基調を堅持し、マクロ政策の連続性・安定性を維持し、マクロ・コントロールの考え方と方式を刷新し、適時適度に事前調整・微調整を行うことを重視し、際立った矛盾・問題を的確に解決した。改革の全面深化によって経済発展・構造調整・民生改善・リスク解消を促進することに力を入れ、経済社会発展の総体的な平穏と調和のとれた安定を維持した。
- (2) 上半期の経済運営は合理的区間を維持し、主要指標は年度の予期目標に符合しており、経済運営は平穏を維持している。改革開放の活力は増強され、発展の質は徐々に上昇し、民生の保障は着実に強化されている。同時に、内外環境は相当複雑であり、不安定・不確定要因は依然かなり多く、経済発展はなおかなり大きな試練に直面しており、経済の平穏な発展を維持するには更に多くの努力を払う必要がある。

Ⅳ－5－2．年後半のマクロ経済政策

下半期の経済政策をしっかりと行うには、18回党大会・党18期3中全会精神を全面的に貫徹実施し、中央経済工作會議の政策決定・手配を全面的に実施しなければならない。改革・発展・安定の均衡点を正確に把握し、短期の目標と長期の発展の均衡点を正確に把握し、経済社会の発展と人民の生活改善の結合点を正確に把握しなければならない。安定の中で前進を求めるといふ政策の総基調を堅持し、マクロ政策を安定化させ、ミクロ政策を活性化させ、社会政策で底固めをしなければならないという基本的考え方を堅持しなければならない。

マクロ政策の連続性・安定性を維持し、経済運営における際立った問題に対しては、方向を定めたコントロールを更に重視し、当面と長期を併せ配慮した政策措置を有効に実施しなければならない。改革開放の深化を加速し、構造調整の推進に力を入れ、リスクを妥当に防止・解消し、民生政策を不断に改善して、経済の持続的で健全な発展を促進し、年間の経済社会発展の予期目標実現に努力しなければならない。

経済成長速度を正確に取り扱うことは、経済政策をしっかりと行ううえで極めて重要であり、各方面の政策をしっかりと行うことへの影響が大きい。「2つの百年」といふ奮闘目標¹⁵⁾を実現し、中華民族の偉大な復興といふ中国の夢を実現するには、経済建設を中心とすることを堅持し、発展を党の執政・興国の第一の重要任務とすることを堅持し、経済の持続的で健全な発展を断固として推進しなければならない。これは、国家の繁栄・社会の安定・人民の幸福の重要な基礎である。わが国の発展は一定の速度を維持しなければならない。さもなくば多くの問題が解決困難となる。同時に、発展は経済ルールを遵守する科学的発展でなければならない。自然ルールを遵守する持続可能な発展でなければならない。社会ルールを遵守する包容力のある発展

15) 共産党創立百年で小康社会を全面的に実現し、建国百年で中国を富強・民主・文明的で調和のとれた社会主義現代国家とする。

でなければならない。

改革を重点中の重点と位置付けることを堅持し、問題指向を堅持し、安定成長・構造調整・民生優遇・リスク防止をめぐることは、改革を早急に推進し、市場の内在的動力・活力を奮い立たせなければならない。行政簡素化・権限開放の実質的価値を増やし、投資体制改革を早急に深化させ、自然独占業種の競争的業務をできるだけ速やかに開放しなければならない。サービス業の秩序立った開放を加速し、製造業の参入制限を緩和すると同時に、開放と管理を結びつけ、市場の監督管理を強化しなければならない。

(1) 財政・金融資源の効力をしっかり発揮させなければならない

実体経済への支援を強化し、財政・金融資源の配分を最適化し、財政・経済資金の使用効率を高め、実体経済の資金調達ルートを積極的に開拓しなければならない。

(2) 有効な投資を積極的に拡大しなければならない

投資のカギとしての役割をしっかり発揮させ、民間投資の潜在力を更に解き放ち、投資の質・効率向上に力を入れなければならない。

(3) 消費需要の拡大に努力しなければならない

消費の基礎的役割をしっかり発揮させ、個人消費構造のグレードアップ傾向に順応して消費政策を整備し、消費環境を改善し、消費の潜在力を不断に解き放たなければならない。

(4) 対外貿易の安定化に努力しなければならない

対外開放の水準を高め、対外貿易の発展を促進する政策を実施・整備し、外資を積極かつ有効に利用することを堅持し、輸出のグレードアップと貿易のバランスのとれた発展を力強く推進しなければならない。

(5) 経済構造調整を早急に推進しなければならない

新たな経済成長スポットと地域の成長の極を育成し、イノベーション駆動の政策環境を整備し、生態文明建設を推進し、国家新型都市化計画を実施しなければならない。

(6) 民生・社会保障等の有効な供給を増やさなければならない

人民の生活を引き続き改善し、社会保障制度を整備し、就業・起業を推進し、医薬・衛生事業を強化しなければならない。

(7) 存在する各種リスクを正確に把握しなければならない

有効な方法を採用して異なるリスクに対応しこれを解消して、経済社会の持続的で健全な発展を確保しなければならない。

IV-6. マクロ経済政策の課題

IV-6-1. 経済のリスク

2014年政府活動報告では、経済社会の問題について、「財政・金融等の分野でリスクの隠れた弊害が存在し、一部の業種の生産能力が深刻に過剰となり、マクロ・コントロールの難度が増大している」と指摘している。これは具体的には次のことを指す。

(1) 財政リスク

地方政府の債務が2012年末で27.8兆元（うち必ず政府が返済を要するものが19.1兆元）、2013年6月末で30.3兆元（同20.7兆元）となっており、2012年末の債務総額の対GDP比は53.5%（うち政府返済の可能性が高いものは39.4%）となっている。特に末端政府の債務の拡大が急速であり、これを抜本的に解決しなければ将来地方財政の破綻問題が顕在化するおそれがある。

(2) 金融リスク

2013年の銀行貸出8.89兆元以外の社会資金

調達規模が8.4兆元に膨らんでおり、理財商品・信託商品を中心とするシャドーバンキングのリスクも指摘されている。すでに、一部の信託商品・債券のデフォルト問題が2014年に入り顕在化しており、金融リスクを有効に管理し、システミック・地域的なリスクの発生を防止する必要がある。

（3）生産能力過剰

2009－2010年の過剰投資により、鉄鋼・アルミ・セメント・造船・板ガラス・風力発電・太陽光パネルといった業種の生産能力が過剰となり、収益を圧迫している。これらの業種の再編と過剰設備の廃棄が産業政策の重要課題となっている。

このような情況のなかで安易な景気刺激策を発動すれば、財政・金融・生産能力過剰リスクが更に増大することになるため、マクロ・コントロールは難しくなっているのである。

Ⅳ－6－2. 経済構造調整の課題

他方で、2014年政府活動報告は、中国経済については、「正に構造調整の陣痛の時期・成長速度のギアチェンジの時期にあり、難所を乗り越える重要な正念場に達しており、経済の下振れ圧力は依然かなり大きい」としつつも、「わが国の発展はなお大きく発展できる重要な戦略的チャンスの時期にあり、工業化・都市化が引き続き推進され、地域の発展の挽回余地は大きく、今後一時期経済が中高速成長を維持するための基礎と条件を有している」とし、内外情勢が困難ななかで、構造調整と発展方式の転

換を進めれば、経済発展の主動権をなおも確保し、中成長を当面維持することが可能という認識を示している。

そして、経済を中成長に安定的に移行させるためには、次の4つの転換が必要だとしている。

（1）主として要素投入への依拠から更に多くイノベーション駆動に依拠させるよう転換

安い労働力・資源・エネルギーの大量投入による成長はもはや不可能であり、技術革新による生産性向上に依拠した成長が必要となる。

（2）主として伝統的な比較優位から更に多く総合的な競争優位性を発揮させるよう転換

労働コストの安さという比較優位性はもはや失われており、製品の質・ブランド力により国際競争に対応しなければならない。

（3）産業の国際分業をローエンドからミドル・ハイエンドに引き上げ

これまで中国は国際分業の最終段階で安い労賃により組立・輸出を行ってきた。しかし、労賃の優位性が失われた今、より付加価値の高い製品の生産が必要となる。

（4）都市・農村や地域の不均衡からバランスのとれた協調へ

経済格差を放置したままでは個人消費は伸びず、中国経済の構造問題である投資・消費のアンバランス問題は解決できない。

V. むすび

習近平指導部の経済改革・経済政策について、3つの論点に整理して解説した。しかし、これらは相互に関連している。たとえば、都市

化推進は経済が安定的に中成長に向かうためのカギであるが、戸籍制度・地方財政制度等所要の改革を同時に進めなければ、単に乱開発に終

始し、農村の衰退・食糧安全保障の危機をもたらすことになりかねない。

また、改革を全面深化させるためには従来のマクロ・コントロール方式では無理であり、多少短期的に経済を減速させてでも、2009－2010年当時のような安易な景気対策を発動せず、経済体制改革・構造調整を優先させる必要がある。現在のところ、習近平指導部は成長率が年間目標を多少割り込んでも、経済は依然合理的の範囲内にあるとして景気「微刺激」政策を打ち出しても、大型景気刺激策を発動しない姿勢を堅持している。

しかし、改革を好まない既得権益勢力は、今後もより高い成長率を志向し、経済成長率が低下の兆しを見せるたびに景気対策の発動と改革の先送りを強く主張するであろう。これを抑え、経済体制改革・構造調整を大胆に進めるに

は、李克強総理の力だけでは不十分であり、習近平党総書記の強い政治的リーダーシップが不可欠である。今までのところ、習近平党総書記は権限を自身に集中し、反腐敗活動により国有企業・地方政府幹部に強いプレッシャーをかけることにより、リーダーシップ確立に成功しているように見える。しかし、この強い影響力が改革の目標年度である2020年まで続くかは定かでない。

中国経済がいわゆる「中所得の罟」を脱し、市場経済体制への移行を完成し、持続可能で健全な成長を実現するためには、経済体制改革、新しいタイプの都市化推進、マクロ・コントロールの刷新を同時並行的に進める必要がある。このいずれが欠けても中国経済の中成長への安定的移行は望めないであろう。習近平指導部に課された任務は重い。

参 考 文 献

小川英治・資本市場研究会編（2013）『中国資本市場の現状と課題』財経詳報社
中兼和津次編（2014）『中国経済は変わったか

—改革開放以後の経済制度と政策を評価する—
—』国際書院

（資料）

習近平党総書記が党3中全会で行った「改革全面深化の若干重要問題に関する党中央決定」の説明内容について、経済総論部分と新設される2組織に関連する部分の概要（新華網北京電2013年11月15日）。

I. 全会決定の総体枠組みと重点問題

I-1. 総体的枠組み

35年来、我々は改革という方法を用いて、党・国家事業の発展における一連の問題を解決してきた。同時に、世の中を認識し改造するプロセスにおいて、古い問題を解決すると新たな問題がまた発生し、制度はつまるところ不断の改善が必要である。改革は一度には成らず、一時苦勞しておけば後は楽になることも不可能だからである。

I-1-1. 重要な考慮点

全会が決定・起草するに際しては、5つの方面を際立てて考慮した。

(1) 党・国家事業の発展のための新たな要求に適応させる

18回党大会で提起された改革開放の全面深化という戦略的任務を実施する。

(2) 改革を主線とする

改革全面深化の新たな措置を際立たせ、一般的な措置・重複する措置・純粋に発展に属する措置は盛り込まない。

(3) 重点にしっかり取り組む

人民大衆が強烈な不満を抱く問題をめぐり、人民大衆の呼び声・期待に応え、重点分野・カギとなる部分を際立たせ、経済体制改革の牽引作用を際立たせる。

(4) 積極かつ穏当を堅持する

改革措置の設計に際しては、胆力は大きく、歩みは着実でなければならない。

(5) 時間を2020年に設定する

この期限に基づき段取りよく改革任務を提起し、2020年までに重要分野・カギとなる部分の改革で、決定的な成果を得る。

I-1-2. 決定の枠組み

枠組みの構造上、全会は当面解決が必要な重大問題を項目に掲げ、各篇に配置した。序文と結語を除けば、全体は3篇、16章に分かれている。

(1) 第1篇は、第1章で、総論に当る

主として、改革全面深化の重大意義・指導思想・総体的な考え方を詳述している。

(2) 第2篇は、第2章-第15章で、各論に当る

主として、経済、政治、文化、社会、生態文明、国防・軍隊の6方面から、改革全面深化の主要任務・重大措置を具体的に手配している。

このうち、経済方面は6項目（第2章-第7章）、政治方面は3項目（第8章-第10章）、文化方面は1項目（第11章）、社会方面は2項目（第12章-第13章）、生態方面は1項目（第14章）、国防・軍隊方面は1項目（第15章）である。

(3) 第3篇は、第16章で、組織・指導を論じている

主として、改革全面深化に対する党の指導の強化・改善を詳述している。

I-2. 全会が決定した重大問題・重大措置に関する中央の考慮

I-2-1. 資源配分において市場に決定的役割を發揮させ、政府の役割を更に好く發揮させる

これは、今回の全会が決定・提起した重大な理論・観点である。なぜなら、経済体制改革は依然として改革全面深化の重点であり、経済体制改革の核心問題は依然として政府と市場の関係をうまく処理することだからである。

1992年、14回党大会は、わが国の経済体制改革の目標は社会主義市場経済体制を確立することであり、国家のマクロ・コントロール下で市場に資源配分への基礎的役割を發揮させることであると提起した。

この重大な理論上のブレイクスルーは、わが国の改革開放と経済社会の発展に極めて重要な役割を發揮した。このことは、理論の革新は実践の革新にとって重大な先導作用を備えており、改革の全面深化は、理論の革新により先導されなければならないことを物語っている。

20年余りの実践を経て、わが国の社会主義市場経済体制は既に初歩的に確立したが、少なからぬ問題がなお存在している。それは主として、

- (1) 市場秩序が不規範であり、不正な手段により経済利益を手に入れようと謀る現象が広範に存在する。
- (2) 生産要素市場の発展が立ち遅れており、要素の放置と、大量の有効需要が満足していない状況が併存している。
- (3) 市場ルールが不統一であり、部門保護主義と地方保護主義が大量に存在する。
- (4) 市場競争が不十分であり、優勝劣敗・構造調整を阻害している。

これらの問題をしっかり解決しなければ、完

全な社会主義市場経済体制は形成し難い。

14回党大会以後20年余り、政府と市場の関係について、我々はずっと実践の展開と認識の深化に応じて、新たな科学的な位置づけを探し求めてきた。

(1) 15回党大会は、「国家のマクロ・コントロール下で、市場に資源配分への基礎的役割を發揮させる」と提起した。

(2) 16回党大会は、「更に大きな程度、資源配分における市場の基礎的役割を發揮させる」と提起した。

(3) 17回党大会は、「制度面から、資源配分における市場の基礎的役割を更に好く發揮させる」と提起した。

(4) 18回党大会は、「更に大きな程度、更に広範囲に、資源配分における市場の基礎的役割を發揮させる」と提起した。

このように、我々の政府と市場の関係に対する認識が、不断に深化していたことが見て取れる。

今回の討論・意見徴取のプロセスにおいて、多くの方面から、理論上政府と市場の関係をさらに進めて位置付けるべきであり、これは改革全面深化にとって十分重大な作用を備えているとの提起があった。

各方面の意見と現実の発展の要求を考慮し、繰り返し討論・検討を経て、中央はこの問題について、理論上新たな表現にする条件が既に成熟しており、資源配分における市場の「基礎的役割」を「決定的役割」に改めるべきだと考えた。

現在、わが国の社会主義市場経済体制は既に初歩的に確立し、市場化の程度は大幅に高まり、市場ルールに対する我々の認識・統御能力は不断に高まっており、マクロ・コントロール体系を更に健全化する主観的・客観的条件が備わっている。我々は、社会主義市場経済体制を整備するうえで、新たな歩みを踏み出さなければならない。

政府と市場の関係を更にうまく処理すると、すなわち実際上資源配分において市場が決

定的役割を果たすのか、それとも政府が決定的役割を果たすのかという問題をうまく処理することなのである。

経済を発展させるには、資源とりわけ希少資源の配分効率を高めなければならない、できる限り少ない資源投入によりできる限り多くの製品を生産し、できる限り大きな収益を獲得しなければならない。理論・実践がいずれも証明していることは、市場により資源を配分することが最も効率のよい形式だということである。

市場が資源配分を決定することは、市場形成の一般ルールであり、市場経済の本質はすなわち資源配分を市場が決定する経済である。社会主義市場経済体制を健全化するには、このルールを遵守し、市場システムが不完全で、政府の関与が多すぎ、監督管理が不十分であるという問題の解決に力を入れなければならない。

「資源配分において市場に決定的役割を發揮させる」と位置付けたことは、全党・全社会が政府と市場の関係に関する正確な観念を樹立することに資し、経済発展方式の転換に資し、政府の機能転換に資し、消極・腐敗現象の抑制に資するものである。

当然、わが国が実行しているのは社会主義市場経済体制であり、我々は依然としてわが国の社会主義制度の優越性を發揮し、党・政府の積極的役割を發揮することを堅持しなければならない。資源配分における市場の決定的役割は、決して全面的役割ではない。

社会主義市場経済を発展させるには、市場の役割を發揮させるのみならず、政府の役割をも發揮させなければならない。しかし、市場の役割と政府の役割は、機能的に異なる。全会は、政府の役割を更に好く發揮させることについて明確な要求を提起し、科学的なマクロ・コントロール、有効な政府のガバナンスが社会主義市場経済体制の優位性を發揮させる内在的要求であることを強調している。

全会は、マクロ・コントロール体系を健全化し、政府の機能を全面的正確に履行し、政府の組織構造を最適化することについて手配を進め

ることを決定し、政府の職責・役割は、主としてマクロ経済の安定を維持し、公共サービスを強化・最適化し、公平な競争を保障し、市場の監督管理を強化し、市場秩序を擁護し、持続可能な発展を推進し、共同富裕を促進し、市場の失敗を補完することであると強調した。

I-2-2. 国家安全委員会の設立

国家の安全と社会の安定は、改革・発展の前提である。国家の安全と社会の安定があってはじめて、改革・発展を不断に推進できるのである。現在わが国は、対外的には国家主権・安全・発展の利益を擁護し、対内的には政府の安全と社会の安定を擁護する二重の圧力に直面しており、各種の予見可能なりスク・予見し難いリスク要因が顕著に増大している。

しかも、我々の安全活動のメカニズムは、国家の安全の擁護という需要に適応できておらず、強力なプラットフォームを作り国家安全工作を統一的に企画する必要がある。国家安全委員会を設立し、国家安全活動に対する集中・統一的な指導を強化することは、急務である。

国家安全委員会の主要職責は、国家安全戦略を制定・実施することであり、国家安全の法治建設を推進し、国家安全活動の方針・政策を制定し、国家安全活動における重大問題を検討・解決することである。

I-2-3. 中央改革全面深化領導小組の設立

改革の全面深化は、複雑な系統のプロセスであり、1つあるいは複数の部門にだけ頼っては、往々にして力不足となり思うようにできなくなる。このため、更にハイレベルの指導メカニズムを確立する必要がある。

全会決定は、中央が改革全面深化領導小組を設立し、改革の総体設計、統一的な企画・協調、全面的な推進、実施の督促に責任を負わせることを提起した。これは、党が全局を総覧し、各方面を協調させる指導核心の役割を更に好く發揮させ、改革の順調な推進と各改革任務の実施を保証するためのものである。

領導小組の主要職責は、全国的な重大改革を統一的に手配し、各分野の改革を統一的に企画・推進し、各方面のパワーを協調させて改革

推進の合成力を形成し、督促・検査を強化し、改革の目標・任務の全面実施を推進することである。

II. 討論において注意すべきいくつかの問題

今回の全会の任務は、全会決定が提起した改革全面深化の考え方・方案を討論することである。ここで、私は皆さんにいくつかの要求を提起する。

II-1. 改革推進への信念・勇気を増強する

改革開放は、わが党が新しい時代の条件下、人民を率いて進める新しい偉大な革命であり、現在中国の最も鮮明な特色であり、わが党の最も鮮明な旗印である。

35年間、わが党は何に依拠して民心を奮い立たせ、思想を統一し、パワーを凝集してきたのか？何に依拠して全人民の創造精神と創造活力を奮い立たせてきたのか？何に依拠してわが国の経済社会の急速な発展を実現し、資本主義との競争において比較優位を勝ち得たのか？依拠したものは、すなわち改革開放である。

将来に向けて、発展が直面する各種の難題を解決し、各方面からくるリスク・試練を解消し、中国の特色ある社会主義制度の優位性を更に好く発揮し、経済社会の持続的で健全な発展を推進するには、改革開放を除いて他に道はない。

現在、改革開放の問題について、党内外・国内外は関心を払っており、全党の上下と社会の各方面の期待は高い。改革開放は新たに重要な関頭に達した。我々は改革開放において、いささかも動揺してはならず、改革開放の旗印を引き続き高く掲げなければならない。中国の特色ある社会主義の道という正確な方向をしっかりと堅持しなければならない。

全党は改革の信念を確固とし、更に大きな政

治的勇気と知恵、更に有力な措置と方法をもって改革を推進しなければならない。

II-2. 思想を解放し、事実に即して問題を処理することを堅持する

改革開放の旗印を高く掲げ、立場や態度だけではだめで、実際の措置を伴わなければならない。行動は最も説得力がある。中央は、党18期3中全会という有利な機会を用いて、改革全面深化について手配を進めることを決定したが、これは戦略的選択である。我々はこのチャンスをしっかり掴んで、改革全面深化において新たなブレイクスルーを得るよう努力しなければならない。新たなブレイクスルーのためには、更に思想を解放しなければならない。

思想観念の障害と利益固定化の障壁を突破するには、思想を解放することが最も必要である。改革を深化させる問題においては、思想観念の障害は、往々にして体制外ではなく自分の体制内から来るのである。思想を解放しなければ、我々は各種の利益固定化という根本原因の所在を見極め難く、ブレイクスルーの方向・注力点を正しく探し出すことは難しく、創造的な改革措置を打ち出すことは難しい。

このため、必ず自己革新の勇気と度量をもって、あれこれの規定・制限を跳躍し、部門利益の掣肘を克服し、積極・主動の精神をもって改革措置を検討・提起しなければならない。

改革措置の提起は、当然に慎重でなければならないが、繰り返し検討・論証しなければならないが、このために過度に慎重となり、二の足を踏み、敢えて何も行おうとも試そうともしないよ

うなことがあってはならない。改革を行えば、現行の政策構造・体制運営が何ひとつ打破されないということはあり得ず、当たり障りなく何のリスクもないということはあり得ない。十分な論証・評価を経て、実際に符合しさえすれば、行うべきであり、やるべき事は大胆にやらなければならない。

Ⅱ－３．大局から出発して問題を考慮することを堅持する

改革の全面深化は、党・国家事業の発展の全局に関わる重大な戦略的手配であり、ある分野・ある方面だけの単体の改革ではない。「全局を謀らぬ者は、1領域を謀ることもおぼつかない」。皆さんは異なる部門・単位から来ており、皆が全局から問題を見なければならない。まず、提起された重大改革措置が全局の需要に符合しているかどうか、党・国家事業の長期にわたる発展に資するかどうかを見なければならない。真に前に向かって展望し、あらかじめ思索し全局を謀らなければならない。このように

してこそ、最後に形成される文件が真に党・人民の事業発展の要求に符合できるものになるのである。

改革の全面深化には、トップダウン設計と全体計画が必要であり、各改革の関連性・系統性・実行可能性の検討を強化する必要がある。我々は、胆力は大きく、歩みは着実でなければならないと述べている。このうちの「歩みが着実でなければならない」とは、即ち統一的に企画・考慮し、全面的に論証し、科学的に政策決定しなければならないということである。

経済・政治・文化・社会・生態文明の各分野の改革と党の建設・改革は密接に連携し、相互に交わり融合しており、いかなる分野の改革であってもその他の分野を牽引することになる。同時に、その他分野の改革と密接に組み合わせることも必要である。もし各分野の改革がうまく組み合わせられていなければ、各方面の改革措置が相互に波及し、改革の全面深化を推進し難くなり、無理に推進しても、効果は大きく減殺されることになる。